

ドライブレコーダーの本体設備は以下の機能要件を満たす設備を選定してください。補助対象となる具体的な製品については、補助金事務局では回答できませんので、機能要件を踏まえてどのような製品を搭載するか造船所等と相談して決めてください。

1. 撮影対象

複数台のカメラ又は360度カメラにより、船舶前方及び操船者を撮影できること。

2. 前方カメラ・360度カメラ

以下の要件に適合するカメラであること。

(1) 船舶前方の水面上及び水平線の物標を映すことができるように設置している。

360度カメラにあつては、操船者の顔や操作の様子も映るように設置している。

(2) 水平画角が120度以上の性能を有する。

(3) 垂直画角が70度以上の性能を有する。

(4) 1280×720以上の解像度で録画できる。

(5) 10 fps以上の頻度で録画できる。

3. 操船者用カメラ（該当する場合のみ）

以下の要件に適合するカメラであること。

(1) 操船者の顔や操作の様子が映るように設置している。

(2) 5 fps以上の頻度で録画できる。

4. カメラ共通

以下の要件に適合するカメラであること。

(1) 録音機能を有する。

(2) 日付と時刻を記録できる。

(3) GPS等により位置情報を記録できる。

(4) SDカード等の記録媒体が装着されていないこと等により記録が適切に行われない状態を知らせる機能を有する。

(5) 防水性能を有する。（屋外に設置する場合のみ）